

參考資料

1 「第12次八戸市農業計画」策定の経過

- 1 八戸市総合農政審議会・・・・・・・・・・・・・・・・・・令和3年7月30日
(骨子について)

- 2 地区協議会(11地区)
 - (1) 市川地区・・・・・・・・・・・・・・・・・・令和3年10月14日
 - (2) 下長地区・・・・・・・・・・・・・・・・・・令和3年10月14日
 - (3) 館地区・・・・・・・・・・・・・・・・・・令和3年10月14日
 - (4) 上長地区・・・・・・・・・・・・・・・・・・令和3年10月15日
 - (5) 豊崎地区・・・・・・・・・・・・・・・・・・令和3年10月18日
 - (6) 南浜・美保野地区、旧市内・・・・・・・・・・令和3年10月18日
 - (7) 大館地区・・・・・・・・・・・・・・・・・・令和3年10月18日
 - (8) 島守地区、中沢地区・・・・・・・・・・令和3年10月19日
 - (9) 是川地区・・・・・・・・・・・・・・・・・・令和3年10月19日

- 3 八戸市総合農政審議会・・・・・・・・・・・・・・・・・・令和3年11月2日
(地区計画案について)

- 4 八戸市総合農政審議会委員との個別協議・・・・・・・・・・令和4年10月11日
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・～18日

- 5 八戸市総合農政審議会・・・・・・・・・・・・・・・・・・令和4年11月29日
(諮問)

- 6 パブリックコメント・・・・・・・・・・・・・・・・・・令和4年12月14日
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・～令和5年1月16日

- 7 八戸市総合農政審議会・・・・・・・・・・・・・・・・・・令和5年2月9日
(答申)

2 八戸市総合農政審議会委員名簿

※令和5年3月31日現在

氏名	所属団体（機関）名	職名
赤澤 榮治	八戸市森林組合	代表理事組合長
石川 和彦	東北農政局青森県拠点地方参事官室	総括農政推進官
加来 聡伸	八戸学院大学地域経営学部	准教授
籠田 悦子	八戸市農業委員会	会長
渋谷 長生	弘前大学	名誉教授
高野 英夫	一般社団法人青森県畜産・飼料コンビ ナート振興協会	副会長
寺沢 壽一	八戸市果樹振興会	会長
豊澤 順造	青森県三八地域県民局	地域農林水産部長
松倉 睦子	八戸商工会議所女性会	理事
松橋 剛志	八戸市園芸協会	会長（R5.2.7まで）
三浦 政志	八戸市内土地改良区連絡協議会	会長
水越 善一	八戸農業協同組合	代表理事組合長
山内 正孝	八戸畜産農業協同組合	代表理事組合長
山道 典子	公募	

※ 会長・・・渋谷 長生（弘前大学 名誉教授）

副会長・・・籠田 悦子（八戸市農業委員会 会長）

3 「第12次八戸市農業計画」作成協議参加者名簿

※役職は会議開催時のもの

月日	会議名	氏名 (役職)
10月14日	地区協議会 (市川地区)	鈴木 朋 弥 (農業委員会 農地利用最適化推進委員) 風 穴 求 (農協 振興野菜専門部 副部長) 木 村 道 伸 (市川地区大豆転作営農組合 組合長) 戸 舘 保 人 (奥入瀬川南岸土地改良区 理事長) 木 村 時 彦 (市川土地改良区 理事長)
10月14日	地区協議会 (下長地区)	河原木 一 実 (農業委員会 農地利用最適化推進委員) (下長土地改良区 理事長)
10月14日	地区協議会 (館地区)	寺 沢 和 則 (農業委員会 委員) 山 田 貴 光 (農業委員会 農地利用最適化推進委員) 三 浦 幸 治 (農協 ミニトマト専門部) 北 山 一 夫 (農協 桃専門部) 寺 沢 壽 一 (八戸市果樹振興会 会長) 佐 藤 昭 二 (館土地改良区 理事長)
10月15日	地区協議会 (上長地区)	澤 向 敏 一 (農業委員会 委員) 上 村 隆 雄 (農業委員会 農地利用最適化推進委員) 上 野 輝 彦 (農業委員会 農地利用最適化推進委員) 上 野 行 治 (農協 ピーマン専門部 副部長) 三 浦 政 志 (馬淵川土地改良区 理事長)
10月18日	地区協議会 (豊崎地区)	赤 坂 力 雄 (農業委員会 農地利用最適化推進委員) (農協 ピーマン専門部) 江 戸 正治郎 (浅水七崎土地改良区 理事長)
10月18日	地区協議会 (南浜・美保野地区、 旧市内)	松 橋 剛 志 (農業委員会 委員) (八戸市園芸協会 会長) 磯 嶋 榮 助 (農業委員会 農地利用最適化推進委員) 高 橋 政 典 (農業委員会 農地利用最適化推進委員)
10月18日	地区協議会 (大館地区)	籠 田 悦 子 (農業委員会 会長) 阿 達 福 壽 (農業委員会 委員) 橘 由 正 (農業委員会 農地利用最適化推進委員) 梅 津 孝 敏 (農業委員会 農地利用最適化推進委員)

4 用語解説

【ア行】

I o T : Internet of Things

モノのインターネットを表す用語。世の中に存在する様々なモノがインターネットに接続され、相互に情報をやり取りして、自動認識や自動制御、遠隔操作等を行うこと。

I C T : Information and Communication Technology

コンピュータなどの情報機器やデータ通信に関する技術を表す用語。今後のネットワーク社会における通信や情報伝達、相互理解といったコミュニケーションの重要性を踏まえ、従来の I T にこの概念を示す C を加えたもの。

R C E P : Regional Comprehensive Economic Partnership

(東アジア地域包括的経済連携)

A S E A N 10 か国 (ブルネイ、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム)、日本、中国、韓国、豪州及びニュージーランドが参加する包括的経済連携のこと。

E P A : Economic Partnership Agreement (経済連携協定)

F T A の要素を含みつつ、協定構成国間で投資の自由化、経済取引の円滑化、協力の促進等幅広い分野を含む協定のこと。

A I : Artificial Intelligence

人工知能のこと。学習・推論・判断といった人間の知能の持つ機能を備えたコンピュータシステムのこと。

F T A : Free Trade Agreement (自由貿易協定)

物品の関税、その他の制限的な通商規則、サービス貿易等の障壁など、通商上の障害を取り除く自由貿易地域の結成を目的とした、2 国間以上の国際貿易協定

のこと。

【カ行】

環境影響評価

大規模な開発事業を実施しようとする者が、あらかじめ、その事業が環境にどのような影響を及ぼすかについて調査、予測、評価を行うこと。

環境保全型農業

農業生産活動に起因する環境負荷をできるだけ少なくするために、農薬・化学肥料使用の低減の取組や、堆肥による土づくりなど環境に配慮した持続的農業のこと。

観光農園

農業を営む者が観光客等を対象に、自ら栽培した農産物の収穫などを体験させて代金を得ている農園のこと。

環太平洋パートナーシップ協定（TPP11）

日本を含めた11か国が加盟する「環太平洋パートナーシップに関する包括的および先進的な協定」のこと。サービス貿易、政府調達、競争、知的財産、人の移動等の幅広い分野で、例外の少ない貿易自由化を目指す自由貿易協定（FTA）の一つ。

グリーン・ツーリズム

自然豊かな農山漁村に滞在し、その地方独自の自然・文化や、地元の人々との交流を楽しむ余暇の過ごし方のこと。

グローバルGAP

農業生産活動を行う上で必要な関係法令等の内容に則して定められる点検項目に沿って、農業生産活動の各工程の正確な実施、記録、点検及び評価を行うこと

による持続的な改善活動であるGAP（Good Agricultural Practice）の世界認証のこと。

経営耕地

農業経営体が経営している耕地のことをいい、自ら所有し耕作している耕地と、他から借りて耕作している耕地の合計のこと。

耕地

農作物の栽培を目的としている土地のことをいい、けい畔を含む。

耕畜連携推進事業パートナー制度

家畜排せつ物を利用した堆肥、肥料等の施用による耕畜連携を促進し、循環型農業を推進するとともに、家畜排せつ物のより一層の有効利用を図り、八戸市の畜産業の振興に資するための制度のこと。

【サ行】

自給的農家

経営耕地面積が30a未満で、かつ、農林業センサスにおいて調査期日前1年間における農産物販売金額が50万円未満の農家のこと。

持続可能な開発目標（SDGs : Sustainable Development Goals）

先進国、開発途上国を問わず、貧困、不平等・格差、気候変動による影響など、世界の様々な問題を根本的に解決し、世界全体の経済、社会及び環境の3つの側面を不可分のものとして調和させ、誰一人取り残すことなく、持続可能な世界を実現するための取組であり、国際社会全体の普遍的な目標のこと。

収入保険制度

全ての農業経営品目を対象とし、自然災害による収量減少や価格低下等による収入減少を補填する制度のこと。

集落営農

集落を単位として農業生産過程における一部又は全部について共同化・統一化に関する合意の下に実施される営農のこと。

旬産旬消

旬の農産物等を、旬の時期に消費すること。

食育

国民一人一人が、生涯を通じて健全な食生活を実現して、健康を確保できるようにするため、自らの食について考える習慣や食に関する様々な知識と食を選択する判断力を正しく身につけるための学習等の取組のこと。

食料・農業・農村基本計画

「食料・農業・農村基本法」に基づき、おおむね5年ごとに国が中長期的に取り組むべき方針を定めた計画のこと。

スマート農業

ロボット技術や情報通信技術（ICT）を活用して、省力化・精密化や高品質生産の実現等を推進する新たな農業のこと。

攻めの農林水産業推進基本方針

青森県の基幹産業である農林水産業の振興を図るために打ち出した「攻めの農林水産業」の目指す姿の実現に向けた総合的な施策の方向性を示したもの。

【 夕 行 】

地域計画

地域での話し合いを通じて、人と農地の問題を一体的に解決し、持続可能な力強い農業を実現するため、今後の中心となる経営体や将来の農地利用の在り方な

どを地域ごとに定めた計画のこと。

地産地消

地域で生産した農産物等をその生産された地域で消費すること。

都市近郊型農業

大消費地に近い地域で営まれている農業のこと。相対的に市場に近く有利な地域に位置しているため、流通経費の削減や、消費者ニーズに対応した多種多様な作物を新鮮かつ良質で提供できるなどのメリットがある。

【ナ行】

認定新規就農者

「農業経営基盤強化促進法」に基づき、原則 18 歳以上 45 歳未満の者（法人にあつてはその者が役員の大半数を占めること）が、経営開始前又は就農 5 年以内に青年等就農計画を作成・提出し、市町村から認定を受けた者のこと。

認定農業者

「農業経営基盤強化促進法」に基づき、経営改善を図ろうとする農業者が自ら農業経営改善計画を作成・申請し、国、都道府県又は市町村から認定を受けた者のこと。

農家

経営耕地面積が 10a 以上の農業を営む世帯、又は経営耕地面積が 10a 未満であっても、農林業センサスにおいて調査期日前 1 年間における農産物販売金額が 15 万円以上あつた世帯のこと。

農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想

都道府県の策定する基本方針に即し、市町村が地域の実情を踏まえて効率的かつ安定的な農業経営の育成を図るため、育成すべき農業経営の指標やその実現の

ためにとるべき措置などを示したもの。

農業経営体

農産物の生産を行うか又は委託を受けて農作業を行い、生産又は作業に係る面積・頭羽数が、規定に該当する事業を行う者のこと。

農業振興地域

「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき、その自然的経済的社会的諸条件を考慮して、一体として農業の振興を図ることが相当であると認められる地域のこと、都道府県知事が指定する。

農業DX構想

農業者の高齢化や労働力不足が進む中、デジタル技術を活用して効率の高い営農を実行しつつ、消費者ニーズをデータで捉え、消費者が価値を実感できる形で農産物・食品を提供していく農業への変革を進める構想のこと。

農地集積・集約化

農地の集積とは、農地を所有し、又は借り入れること等により、利用する農地面積を拡大すること。農地の集約化とは、農地の利用権を交換すること等により、農地の分散を解消することで農作業を連続的に支障なく行えるようにすること。地域の農業者の利用する農地が分散している状況を改善し、農地をより効率的に利用することを目的として行われる。

農地中間管理機構

農用地等を貸したいという農家から農用地等の有効利用や農業経営の効率化を進める担い手へ農用地利用の集積・集約化を進めるため、農用地等の中間的受け皿となる組織のこと。

農地流動化

農地の貸借等を行い、農地を高度利用する意欲、能力のある者に農地の利用権

を設定すること。

農福連携

障がい者や高齢者などが農業に取り組むこと。農福連携を進めることで、障がい者などの就労や生きがいつくりの場を生み出すだけでなく、担い手不足や高齢化が進む農業分野において、新たな担い手として期待されている。

農用地区域

都道府県知事が指定した農業振興地域内において、今後長期にわたり農業上の利用を確保すべき土地として、市町村が農業振興地域整備計画で定める区域のこと。

農林業センサス

農林水産省が所管する統計調査で、わが国の農林業・農山村の現状と変化を的確に捉え、きめ細かな農林行政を推進するために5年ごとに農林業を営んでいる全ての農家・林家や法人を対象に実施している調査のこと。

【ハ行】

八戸市総合計画

八戸市の目指すべき将来像と、その実現に必要な諸施策の方向性を定めるもので、市の上位計画で最も基本となる計画のこと。

八戸市農業発展の基本方向

農業者の生活を他産業従事者と均衡的水準に発展・維持することを目標に、農業所得水準向上と経営規模拡大を図るために策定した「八戸市農業計画」の前身となる計画のこと。

八戸地域畜産関連産業振興ビジョン

八戸圏域連携中枢都市圏（八戸市、三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町、

新郷村及びおいらせ町) の区域内における養豚・養鶏を中心とした畜産業及び関連産業の振興を図ることを目的に策定したビジョンのこと。

八戸ワイン

八戸市産ぶどうを 85%以上使用し、市内ワイナリーで製造されたワインのこと。

販売農家

経営耕地面積が 30a 以上、又は農林業センサスにおいて調査期日前 1 年間における農産物販売金額が 50 万円以上の農家のこと。

【マ行】

マーケットイン

消費者動向や視点、顧客満足度等の分析に基づいて戦略を組み立て、消費者ニーズに合致した商品を開発し、販売しようとする考え方のこと。

みどりの食料システム戦略

食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現させるため、中長期的な観点から戦略的に取り組む政策方針のことで、令和 3 年 5 月に国が策定。農林水産業全体の生産力を、持続可能性と矛盾することなく高めていくことを目標としており、2030 年まで、2040 年までと、10 年ごとの達成目標が設定されている。

【ヤ行】

やませ

東北地方の中・北部の太平洋側で、梅雨期から盛夏期にかけて吹く北東風のこと。オホーツク海高気圧がもたらす、冷湿な風で、長く続くと冷害の原因となる。

有機栽培

化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて実施される農業のこと。

【ラ行】

輪作

一定年の期間、同じほ場において種類の違う作物を一定の順序で栽培すること。土地利用率の向上、土壌伝染性病害虫や雑草の発生抑制、土壌養分のバランス維持による地力の維持増進等を図る効果がある。

6次産業化

農業者による生産・加工・販売の一体化や農業と第2次、第3次産業の融合等により、農山漁村に由来する農林水産物等のあらゆる「資源」と、食品産業、観光産業、IT産業等の「産業」とを結び付け、地域ビジネスの展開と新たな業態の創出を促すこと。

第 12 次 八 戸 市 農 業 計 画

編集／ 八戸市 農林水産部 農業経営振興センター

電 話 : 0178-27-9163

F A X : 0178-27-9166

E-mail : nokei@city.hachinohe.aomori.jp

発行／ 八 戸 市 (令和5年4月)